

事務連絡

令和4年3月30日

各施設・事業所管理者殿

東京都福祉保健局障害者施策推進部

地域生活支援課就労支援担当課長

### 就労系障害福祉サービスにおける在宅利用の取扱いについて

平素より、東京都の障害者福祉施策に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

就労系障害福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）における在宅でのサービス利用については、新たな生活様式の定着を見据え、令和2年度に限って新型コロナウイルス感染症への対応として臨時的に要件緩和した取扱いが、全国的に令和3年度以降は常時の取扱いに変更されたところです。

東京都においては、現在、令和2年6月19日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第6報）（以下「第6報」という。）」に基づく在宅でのサービス利用に限ってサービス提供をしている事業所であって、今後、常時在宅でのサービス提供を行う事業所については、下記のとおり取り扱いとさせていただきますので、御確認の上、御対応いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 変更届に基づく運営規程及びチェックリストの提出について

##### （1）対象事業所

今後、コロナ禍における臨時的な対応としてではなく、常時の取り扱いとして、在宅でのサービス利用を希望する対象者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると区市町村が判断した方（以下「在宅利用者」という。）の在宅でのサービス提供を行う事業所

##### （2）必要な届出内容

在宅でのサービスを提供する場合には、運営規程において在宅で実施する訓練内容及び支援内容を明記する必要があります。ついては、以下の書類の提出をお願いいたします。

ア 第2号様式（変更届）

イ 付表（それぞれのサービスにあったもの）

ウ 運営規程（新旧対照表も添付すること）

エ 「在宅でのサービス提供実施に係るチェックリスト（以下「チェックリスト」という。）」

### (3) 届出内容に係る留意事項

ア 上記(2)ウの運営規程の変更に当たっては、記載する内容について、別添の各サービスの記載例を御参照のうえ、作成願います。

イ 上記(2)エのチェックリストは運営規程の別紙という位置付けになります。

チェックリストには、「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について(以下「留意事項通知」という。）」、「就労系障害福祉サービスにおける在宅でのサービス利用にかかるガイドライン(以下「ガイドライン」という。）」、「在宅における就労移行支援事業ハンドブック(以下「ハンドブック」という。）」、「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A」等から、主な内容を記載しています。

項目のチェックに当たっては、留意事項通知、ガイドライン、ハンドブック等を必ず参照の上、チェックリストに記載のない点についても確認いただき、確実に在宅における支援が可能であることを確認いただくようお願いいたします。

なお、チェックリストは運営規程の一部であるため、事業所での掲示が必要になることを申し添えます。

ウ 在宅におけるサービス提供については、障害種別や状態像で一律に判断するのではなく、利用者個人毎の要望や特徴に応じ、在宅と通所を組み合わせた訓練内容や支援内容とするなど柔軟な対応をするよう検討願います。

### (4) 提出時期及び変更年月日

常時の取り扱いとする在宅利用者がいる場合は、**令和4年6月30日(木)まで**に御提出をお願いいたします。また、変更年月日は、常時の取り扱いとする日を記載ください。

なお、本通知に伴う運営規程の変更とは別の変更(加算含む)がある場合は、変更届を必ず分けて(本通知に伴う運営規程の変更分とその他分)作成・提出をお願いいたします。

### 2 その他(関連通知等)

- ・ 就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について
- ・ 就労系障害福祉サービスにおける在宅でのサービス利用にかかるガイドライン  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000770977.pdf>
- ・ 在宅における就労移行支援事業ハンドブック  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-SeisakuJouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000084414.pdf>
- ・ 新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00097.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html)
- ・ 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00007.html)

#### 【問合せ先】

福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課就労支援担当

電話：03(5320)4158

FAX：03(5388)1408